

審 第 2 5 0 3 号
答 申 第 5 6 1 号
令 和 3 年 1 2 月 9 日

千葉県知事 熊 谷 俊 人 様

千葉県情報公開審査会
委員長 庄 司 久 雄

審査請求に対する裁決について（答申）

令和2年7月27日付け海地振第290号による下記の諮問について、別紙のとおり答申
します。

記

諮問第1123号

令和2年5月27日付けで審査請求人から提起された、令和2年4月15日付け海地振第
69号で行った行政文書不開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）は、令和2年4月15日付け海地振第69号で行った行政文書不開示決定（以下「本件決定」という。）を取り消すべきである。

第2 審査請求に至る経緯

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、令和2年4月1日付けで千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して、行政文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 請求の内容

本件請求の内容は、「匝瑳市〇〇〇〇に投棄された産廃処理指導経過資料の公開をお願い致します。

当時の所有者は〇〇〇〇（平成3年当時）

・何年何月何日にどのような指導をして、対応がどうだったかを知りたいと思います。何回も指導されたと聞いております。」である。

3 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に対して、本件請求に係る行政文書が存在しているか否かを明らかにしないで、本件決定を行った。

4 審査請求

審査請求人は、本件決定を不服として、同年5月27日付けで審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

「令和2年4月15日海地振第69号で行った行政文書不開示決定に係る処分を取り消す」との採決を求める。

2 審査請求の理由

当指導により正当な手続きをしていけば3000万円程度の産廃処理費用の損害が

発生しなかったことが明確である。

第4 実施機関の弁明要旨

1 処分の内容

本件請求は特定の地番における、特定の法人に係る廃棄物についての指導文書を対象としているものであり、開示請求に係る文書の存否を答えること自体が、当該事業者が行政指導を受けたかどうかを明らかにすることとなり、条例第8条第3号イ（不開示とする法人等情報）の規定による法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められるため、条例第11条に該当し、当該文書の存否を答えることはできないとして本件決定を行った。

2 処分の理由

(1) 条例第8条第3号イ該当性について

本件請求の対象となる行政文書は、特定の法人に関する「指導結果報告書」等と考えられるが、当該行政文書は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）が定める廃棄物の処理基準への適合状況や改善を求める必要があった場合における指導事項等が記録されたもの（以下「本件対象文書」という。）である。

一般的に事業者が指導を受けた事実が明らかにされた場合は、当該事業者において違法行為等の不適正な行為があったのではないかと推測され、その結果、当該事業者の社会的評価の低下を招き、当該事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

よって、本件対象文書は、条例第8条第3号イに該当する。

(2) 条例第8条第3号ただし書該当性について

過去において行政指導を受けた事実を公にしないことが、開示請求時点における、人の生命、健康、生活又は財産に対する重大な危険に直ちに結びつくとは言えず、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、本件対象文書の存否を公にする必要があるとは認められない。

よって、本件対象文書の存否は、同号ただし書に該当しない。

(3) 条例第11条該当性について

特定の場所及び特定の法人に関する行政指導の有無及び内容について公表する慣行がないことから、本件対象文書の存否を明らかにするだけで、当該事業者が行

政指導を受けた事実が明らかとなり、同号の不開示情報を開示することになる。

よって、本件請求に対しては、条例第11条を適用し、本件対象文書の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否することが相当である。

3 弁明の理由

審査請求人は、上記第3のとおり主張しているが、条例第8条第3号イ該当性及び条例第11条該当性について説明する。

(1) 条例第8条第3号イについて

上記2(1)のとおり、本件対象文書の存否は、公にすることにより、事業者が行政指導を受けた事実の有無を明らかにすることになるため、事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、条例第8条第3号の規定により不開示情報に該当する。

そして、上記2(2)のとおり、同号ただし書に該当しない。

(2) 条例第11条について

上記2(3)のとおり、本件対象文書は、その存否を明らかにするだけで、事業者が行政指導を受けた事実の有無を明らかにすることになるため、同号の不開示情報を開示することになる。

よって、条例第11条を適用して、本件対象文書の存否を明らかにしないで、本件請求を拒否したことは違法又は不当ではない。

4 結論

以上のとおり、本件決定は違法又は不当ではない。

第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張及び実施機関の弁明を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

1 本件決定

本件請求に係る行政文書は、上記第2 2のとおり、平成3年における特定の所有者に係る特定の地番における産業廃棄物の処理について指導した経過に係る資料である。

本件請求に対し、実施機関は、上記第4 1のとおり、本件決定を行った。

これに対して、審査請求人は、本件決定を取り消すとの裁決を求めると主張していることから、本件決定の妥当性について、次のとおり検討する。

2 本件決定の妥当性

- (1) 本件請求に係る行政文書は、その存否を答えることにより、当該地番における産業廃棄物の処理について指導したか否かという情報が明らかになるものであると認められる。
- (2) 当審査会が事務局職員をして実施機関に確認させたところ、実施機関は、本件請求に係る行政文書開示請求書の記載等から、審査請求人が、特定の法人に係る特定の地番における産業廃棄物の処理について指導した経過に係る行政文書の開示を求めているものであると解釈し、当該文書の存否を明らかにするだけで、当該法人が行政指導を受けた事実の有無を明らかにすることとなり、条例第8条第3号イに規定する不開示情報を開示することとなることから、条例第11条の規定により本件請求を拒否したと説明する。

(3) そこで、実施機関の説明について次のとおり検討する。

ア 当該請求書には、上記第2 2のとおり、特定の地番「に投棄された産廃処理指導経過資料」「当時の所有者は」特定の法人「(平成3年当時)」と記載されているものの、この記載からは、当該地番において産業廃棄物の処理に関する行政指導が行われた事実の有無及び当該地番の平成3年における所有者が当該法人であったことが特定されるものであると認められる。

そして、その他に特定の法人に係る特定の地番における産業廃棄物の処理について指導した経過に係る行政文書の開示を求める記載があるとは認められない。

イ ところで、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条第1項は、「土地又は建物の占有者（占有者がいない場合には、管理者とする。以下同じ。）は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つように努めなければならない。」と規定して、土地又は建物の占有者等の当該土地又は建物の清潔保持についての努力義務を定めている。

また、当審査会が事務局職員をして実施機関に確認させたところ、実施機関は、同法第16条の規定に違反し、産業廃棄物の投棄が行われた場合、不法投棄行為者及び排出事業者に対してのみならず、土地所有者に対しても、必要に応じて指導等を行うとのことであった。

これらのことに鑑みれば、実施機関は、土地所有者に対して行政指導を行う場合があるが、特定の地番において行政指導があった事実をもって、行政指導を受けた者が特定されるとは認められない。

そうすると、本件請求は、特定の法人に係る特定の地番における産業廃棄物の処理について指導した経過に係る行政文書を請求するものとは認められない。

ウ 以上のことからすると、本件請求に係る行政文書の存否を答えたとしても、当該地番において産業廃棄物に係る行政指導が行われたか否かが明らかになるのみであって、行政指導を受けた者が特定されるとは言えないことから、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは認められず、条例第8条第3号イに規定する不開示情報を開示することになるとは認められない。

(4) したがって、当該文書については、本件決定を取り消した上で、その存否を明らかにして、改めて開示決定等をすべきである。

3 結論

よって、実施機関は、本件決定を取り消すべきである。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和 2年 7月 27日	諮問書の受付
令和 3年 6月 4日	審議
令和 3年 7月 2日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏 名	職 業 等	備 考
荘 司 久 雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
湊 弘 美	弁護士	部会長職務代理者

(五十音順)